

1 指針策定の趣旨・背景

(1) 指針策定の趣旨

東京は日本の首都として、政治・経済・教育・文化などの機能が集積している一方、大都市でありながら治安が大変良く、街は清潔に保たれており、高い水準の公共交通ネットワークや、コンビニエンスストア等の充実した生活関連施設、更に多摩地域や島しょの豊かな自然など、多彩な魅力に溢れている。

現在、都はロンドン・パリ・ニューヨークなど、世界のグローバル都市と肩を並べ、経済・文化等あらゆる分野で優れた都市環境を整え、かつ東京に暮らして良かったと言える社会の実現に向けた取組を進めている。

4年後の2020年には、東京で2度目のオリンピック・パラリンピック大会が開催される。前回1964年の大会においては、東京を中心に新幹線や高速道路などの急速なインフラ整備が進み、戦後日本のめざましい復興・発展を世界にアピールした。

東京2020年大会では、大会後も持続的な発展を続け、
「誰もが幸せを実感でき、誰もが住み続けたい、世界一のグローバル都市」
の実現を目標として掲げている。

東京が世界をリードするグローバル都市として更に発展していくためには、東京で暮らし、働く全ての人々がその能力を最大限に発揮できる環境を整備することが必要である。

現在東京には44万人の外国人が暮らし、都の総人口に占める割合は約3%となっており、オリンピック・パラリンピック大会に向け、その数は更に増加することが予想される。

今後、東京が持続的に発展していくためには、こうした外国人が日本人と共にグローバル都市・東京の一員として活躍することが必要不可欠である。

そのために、地域において共に生活することを主眼に置いていた従来の多文化共生の考え方を発展させ、外国人と日本人が共に東京の発展に向けて参加・活躍する新たな考え方の多文化共生社会を実現し、都市としてのプレゼンスを高め、より多くの優れた人材が集う都市となることが求められる。

そこで都は、この新たな考え方に立った多文化共生推進指針を策定し、多文化共生推進のための基本的な考え方と、施策の方向性について示すこととした。

今後、多文化共生のための施策を進めるに当たっての基本目標として、

「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」

を掲げる。

これらの施策の推進には、住民への行政サービスを直接提供する区市町村をはじめ、国、NPO 等外国人支援団体（以下、外国人支援団体とする）等の多様な主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、広域自治体である東京都が中心となり相互に連携を図ることが重要である。

そのため、本指針では全ての主体が連携・協働して、東京が目指す世界一のグローバル都市の実現に向けた多文化共生を推進する上で、具体的な取組に活用可能なものをできる限り取り入れた。

なお、指針の策定に当たって、都内の在住外国人に対する取組の現状や課題、東京の特性を踏まえた方向性などについて専門的な立場からの助言を得るため、2015 年 7 月に多文化共生推進検討委員会を設置し、施策展開に資する提言をいただいている。
※諮問事項「多文化共生推進のための指針について」

(2) 指針策定の背景

① 多文化共生をめぐる国・自治体の動向

日本の在住外国人は 2015 年 6 月末時点で 217 万人を超えており、日本の人口に占める割合は 1.7%となっている。外国人人口は東日本大震災直後減少したものの、30 年前の 1985 年と比較して 2.5 倍となっており、長期的にみて増加している。

日本における在住外国人の構成をみると、1970 年代までは戦前から日本に住んでいる在日韓国・朝鮮人とその子孫が中心であり、一部の自治体では公営住宅への入居や児童手当の支給等の支援が行われてきた。

その後 1980 年代からはニューカマーと呼ばれるアジアを中心とした外国人が増加し、地方公共団体を中心として、外国人を受け入れ、交流を推進する地域国際化の視点での取組が進められ、外国語による情報提供や相談窓口の設置などが行われた。

2000 年代以降、経済・社会のグローバル化の一層の進展によって、人の国際移動はますます活発になった。そのため、外国人と日本人が共に国籍や民族などの違いによる文化的差異を認め合い、地域社会の構成員となる、多文化共生の視点に立った施策を導入することが必要となった。

こうした経緯を踏まえて、総務省は 2006 年に「地域における多文化共生[※]推進プラン」を策定し、各自治体における多文化共生の推進を促してきた。

(国のこれまでの施策については「資料編 P46～P49」を参照)

※地域における多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

また、出入国管理を所管する法務省は、2015 年に第 5 次出入国管理基本計画を策定し、経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入や在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与といった施策の方針を打ち出している。

この中では、安全・安心な社会の実現に向け、テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策及び警察等捜査機関と連携した不法滞在者対策等の推進も盛り込まれている。

② 東京におけるこれまでの取組

ア 区市町村

区市町村における多文化共生の取組は、これまで外国人住民が多い自治体を中心に、地域の実情を踏まえ、日本語教育に関する支援や多言語による行政情報の提供、生活相談の実施、ボランティアの登録・派遣、交流イベントの開催等の事業が実施されてきた。

イ 国際交流協会・外国人支援団体

都内には区市と連携して国際交流・多文化共生を推進している国際交流協会が20団体あり、また外国人支援を行う外国人支援団体が約250団体ある。これらの団体は、主に日本語教室や子供の学習支援、ボランティアの育成、国際交流サロンの開催等、地域に密着した活動を行っている。

ウ 東京都

都は広域自治体として、区市町村や国際交流協会・外国人支援団体等各団体間の情報共有やネットワーク構築のための取組を進めてきた。

外国人に対する情報提供としては、東京都公式ホームページにおける外国語ページの設置と都政情報の提供や、東京都国際交流委員会[※]を通じた生活に関する多言語情報の提供、外国語対応ができる医療機関の紹介等を行っている。

外国人のための相談体制としては、労働相談や外国人児童・生徒への相談の実施、防災のための取組として、外国人に対する防災知識の提供や防災訓練の開催等を行っている。

(都のこれまでの主な施策については「資料編 P40～P42」を参照)

※東京都国際交流委員会

地域の国際交流の中核となる民間組織として、総務省から認定を受けた団体

以上のように、区市町村・民間団体・東京都が、在住外国人に対して様々な取組を実施してきたが、これらの施策は外国人を福祉的観点から支援を行う対象として捉えた施策が中心となっている。

③ 東京の人口

東京の人口は、2020年の1,336万人をピークに減少に転じると予想されている。

地域別にみると、区部は2020年、多摩・島しょ地域は区部より早く2015年にピークを迎える。

今後、東京においても少子化による労働力人口の減少とともに経済規模が縮小し、都市としての活力の低下や経済活動の停滞、社会保障費の負担の増大などが懸念される。

一方、東京の在住外国人は増加傾向にあり、2015年10月現在、44万人を超えている。都の総人口に占める割合も約3.3%であり、外国人人口は全国で最も多く、また住民に占める外国人の割合も全国で最も高い。

特に、東京には優れた技術を持つ企業や、大学・研究機関が集積しており、外国人高度人材^{※1}やその家族、外国人留学生が全国で最も多いことが特徴である。

また、東京の在住外国人の国籍は2015年1月現在178ヶ国であり、様々な国籍、民族、文化的背景を持つ人々が暮らしている。

さらに、国際結婚家族も多いことから、日本国籍を持っているが外国にルーツを持つ子供^{※2}なども存在する。

※1 高度人材：専門的・技術的分野の在留資格を有する外国人労働者

(研究職、S E、営業・経理・マーケティング・企画等の事務職、経営者、法律・会計業務等)

※2 外国にルーツを持つ子供：両親あるいは両親のどちらかが外国籍の子供で、その中には日本国籍の子供も含まれる。

④ 世界をリードするグローバル都市東京の実現

現在国においては、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国家戦略特別区域法を制定し、様々な事業が認定されている。

都はこの特区制度を活用し、外国企業の誘致や人材の受入を推進して「国際金融センター構想」を実現し、ニューヨークやロンドンと並ぶ国際金融センターとなることを目指している。

また、災害に強い都市とするため、耐震化や不燃化を進め、自助・共助の取組を一層進めることなどにより、安全で安心して暮らせる都市づくりを行っている。

さらに、「おもてなし」の心で世界中から訪れる人々を歓迎する、国際観光都市東京の実現を目指し、Wi-Fi 接続環境の整備や多言語案内の充実、観光ボランティアの育

成などハード・ソフト両面からの基盤整備を推進している。

芸術文化面においても、あらゆる人が創造活動を展開するとともに、多くの人々が気軽に芸術文化イベントに触れられるよう、文化の魅力あふれる東京の実現に向けた取組を進めている。

こうした東京が目指す世界一の都市の実現に向けては、総務省が示した方針に基づく「地域における多文化共生推進プラン」を更に進化させ、国籍や民族等にかかわらず、誰もが参加し活躍できる社会づくりが必要不可欠である。そのためには新たなステージに立つ多文化共生の考え方にに基づき、施策を展開していくことが必要である。